

くらしの情報あれこれ

「なかなか減らない新聞のトラブル」
新聞購読契約に関するガイドラインが策定されました

相談事例

新聞勧誘員が長期契約を条件に景品としてテレビを提供すると言ったので、5年間の購読契約をした。

3年目に県外に転勤になり、解約を申し出たところ、テレビ代金相当額の解約料を請求された。



新聞を販売する際の景品類の上限額は、公正競争規約により、「購読契約総額の8%」または「6カ月分の購読料の8%」のいずれか低い額と定められています。ただし、それを超える景品を提供しても、契約が無効になるわけではありません。

昨年、新聞公正取引協議会と日本新聞協会は、「新聞購読契約に関するガイドライン」を定めました。事例のように規約の上限を超える景品を提供した場合などに、販売業者は解約に応じて、なおかつ景品類の返還を請求してはならないことが定められています。

「トラブルを避けるためのアドバイス」

- ・訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフができます（契約書を受け取った日から8日間）。
- ・長期や数年先から始まる購読契約は避けましょう。
- ・景品につられて契約しないようにしましょう。
- ・購読を希望しない場合は、きっぱりと断りましょう。